

Title	平成15年改正著作権法改正附則2条の趣旨および解釈について
Sub Title	Are “shane” and “roman holiday” protected for life plus 70 under copyright law?...
Author	小泉, 直樹(Koizumi, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.7 (2007. 3) ,p.205- 211
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平良木登規男教授退職記念号 = Essays commemorating the retirement of Professor Hiramagi Tokio presented by his colleagues and former students
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20070315-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平成15年改正著作権法改正附則2条の趣旨および解釈について

小泉直樹

1. 問題の所在
2. 本件改正法54条1項の立法過程
3. 本件改正法附則2条にいう「施行の際現に」の文言解釈
4. 結論

1. 問題の所在

平成15年改正著作権法（以下、本件改正法）54条1項は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年を経過するまでの間、存続する」と規定している。そして、同改正法附則（以下、本件改正法附則）2条によると、改正後の著作権法54条1項の規定は、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例のよる」とされる。

「従前の例」によると、映画の著作権は、公表後50年間保護されていた。本件改正法の施行の日は平成16年1月1日であるが、ここに、「施行の際現に改正前の著作権が存する」とはいかなる意味か、という解釈問題が生ずる。

この点につき、東京地裁平成18年7月11日決定平成18年（ヨ）第22044号著作権仮処分命令申立事件、および、東京地裁平成18年10月6日判決平成18年（ワ）第2908号著作権侵害差止等請求事件は、一致して、昭和28（1953）年に公

表された映画の著作物については、本件改正法施行の前日である平成15年12月31日をもって保護期間が満了するところ、本件改正法附則2条にいう「施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する」とはいうことはできず、本件改正法の適用を受けない（すでに著作権は満了している）という解釈を採用した¹⁾。

理由としては、第一に、「従前の例」による保護期間の満了の日である平成15年12月31日と、新法施行の日である平成16年1月1日とは別の日であり、「施行の際」現に改正前の法による保護が存続しているとはいえないという本件改正法附則の文理解釈、第二に、たとえ、所官庁である文化庁によって昭和28年作品について本件改正法の対象とする旨の解説がなされているとしても²⁾、国会においてこの点について明確な議論もなされておらず、また、文化庁の審議会における立案段階についても、議事録などから昭和28年作品を保護期間延長の対象とする、という趣旨は明らかとはいえない、という点をあげている。

2. 本件改正法54条1項の立法過程

(1) 文化庁文化審議会における議論

平成14年7月30日に開催された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第二回）においては、委員により、配布資料11にもとづき、小津安二郎、溝口健二などの昭和28年公開作品を含めた映画の保護期間の延長をはかるべきである旨の報告がなされ、議論が行われた。

述べられた意見のうち、日本映画の黄金期の作品あるいは日本映画の名作について保護期間を延長することの是非に直接言及するものは、二件ある。

第一に、日本の著作権法において映画の著作物の著作権の保護期間を50年とすることにより、日本映画の名作が海外に流出することによって被る日本の経

1) 判例研究として、横山久芳・NBL844号、作花文雄・コピーライト2006年12月号。

2) 平成18年度著作権テキスト、加戸守行「著作権法逐条講義」878頁（5訂新版、2006）。

済的損失も考えるべきである、という意見が表明されたが、これは、28年作品を改正法の対象とすることを念頭に置き、賛意を表したものと理解できよう。

第二に、日本映画の黄金期の著作権の消滅を避けるべきであるという点について、委員から、「知的財産権の存続期間がその価値のあるうちに満了することは社会全体のウェルフェアが増すという観点からは、保護期間延長の理由にならない」との発言がなされた。

この発言の趣旨は必ずしも明らかではないが、可能性としては、知的財産権ないし著作権の保護期間の延長一般について社会経済的観点から否定的見解を述べたものであるか、あるいは、著作権の保護期間延長を論拠づけるためには、特定の作品を持ち出して救済を求めるだけでは足りず、より広い観点から議論すべきであるとの趣旨である、との両者が考えられる。いずれにしても、この発言は、28年作品を明示的に排除すべきであるとの趣旨とは考えられない。

かりにこの発言の趣旨が知財保護期間の延長一般への慎重論であったとすれば、審議会においてこの後結論として保護期間の延長自体は了承されているのであり、その限りでこの意見は少数にとどまるものであったといえることができる。この発言をもって、改正法の立法趣旨を体現するものであるということとは到底できない。

もし、発言の趣旨が後者、すなわち、特定の日本作品の保護の要請だけでは不十分であり、それ以外の論拠についても議論すべきである、というものだったとすれば、たんに立法の必要性に関する議論においてなすべきことを指摘したまでにすぎないといえよう。

なぜなら、改正著作権法によって恩恵を受けるのは昭和28年作品だけではなく、昭和28年以降に公表された映画の著作物すべてであるからである。平成15年改正法は、たんなる「小津・溝口保護法」であってはならない。小津、溝口作品はあくまで提案の端緒であり、法改正による保護期間延長を論拠付けるためには、その他の映画作品、さらには著作権制度全体を視野に入れて議論すべきことになる。

平成14年10月7日に開催された同委員会の第三回会合においてはまさにこの

点が議論され、最終的には、映画の著作物と他の著作物との保護期間の点における不均衡の解消、というより一般的な論拠をもって、委員の多くが保護期間延長に賛同したとされる。

第二回委員会の資料には提案の端緒として昭和28年作品が挙げられ、第三回委員会においては映画の著作物一般について他の著作物との不均衡に焦点が当てられた、という一連の経過は、切り離して理解されるものではない。二回にわたる議論を通じて、保護期間延長については、昭和28年作品を明確に念頭に置きつつ、ただし、たんなる28年作品救済法としてではなく著作権制度全体のバランスという趣旨から、承認されたと見るべきであろう。

（2）文化庁における立案・法制局審査・立法後の解説

昭和28年作品を本件改正法54条1項の対象とするという審議会の議論を受けて、文化庁において法案原案が作成され、本件改正附則2条と同一の文言が、内閣法制局における審査を受けている。そこにおいては、平成15年12月31日まで著作権が存続する著作物について、保護期間延長の対象となることが確認されている。

法の公布後、施行前に、雑誌「コピーライト」において、本件改正法附則2条は28年作品にも適用される旨明確に解説がなされるなど、上記の審議会の議論をふまえた法改正の趣旨について、広く周知徹底され、著作物を業として取り扱う者であれば、容易に知ることができる状態にあった。

法改正以降、本件改正法附則2条について昭和28年作品を対象とすべきでないといった異論は一切聞かれなかったことも重要である。

（3）国会における議論

たしかに、わが国における立法権は国会にあり、法の解釈における立法者意思の重要性は論を俟たない。しかしながら、こと著作権法の分野においては、国会審議において明示の反論・修正が加えられた場合はもとより別論、文化審議会での議論の経過をもっていわゆる「立法趣旨」として理解してきたところ

である。

しかも、そのような立法趣旨が、文化庁による公定解釈によって再三表明・確認され、法施行後数年間にわたり何人もこれに異論を唱えなかった場合には、たとえ当該事項について国会においてなんら明示的な議論がなされなかったとしても、少なくとも立法の趣旨について強い推定が働くといっていよいであろう。

そのような観点から本改正の経緯をみるに、なるほど、法律案の提案理由説明書には映画と他の著作物との保護期間の不均衡のみが掲げられており、28年作品についての言及がみられない。しかしながら、このことは、本改正がたんなる「小津・溝口保護法」ではないことから、いわば当然のことであるといえよう。小津・溝口、そして「ローマの休日」「シェーン」を含み、その後公表されるすべての映画著作物の保護期間を延長するのが本件改正法54条1項および本件改正法附則2条だからである。

多くの立法活動は、個別の案件ないし特定の利益集団を契機とした念頭に置きつつ、しかし国民全体の福利をめざして行われる。国会の場において、全体の福利が目標として掲げられることによって、立法の契機となった個別の案件が保護から除外されるならば、本末転倒である。

(4) 小結

以上、本改正の提案から立法後の公定解釈の周知にいたるまで、一貫して28年作品が重要な契機として意識され、改正法の対象とすべきである旨の立法趣旨が強く推認される。

これを覆すに足る事実は管見の限り、見当たらない。かりに、上記の立法趣旨に反する解釈を行う際には、相応の事実の提示が求められよう。

3. 本件改正法附則2条にいう「施行の際現に」の文言解釈

かりに本件改正法附則2条が存在しないと、本件改正法54条1項はすでに権利が消滅した著作物にも適用され、保護が「復活」として解釈されるおそれがある。本件改正法附則2条はこれを防ぐことに趣旨があると考えられる。

改正法の適用対象をいかに確定するかは、基本的には立法政策の問題である。ただし、著作権法をふくむ知的財産法の分野においては、いったん公有に帰した知的財産について保護が「復活」という事態は、あたくさぎりにおいて避けなければならないとするのが不文の原則である。

たとえば、かりに、昭和27年に公表された映画の著作物について本件改正法の対象となる、と規定した場合、平成14年12月31日にいったん消滅し、一年の間パブリック・ドメインにあった映画について、平成16年1月1日から保護が「復活」することになってしまい、いかに法律の根拠をもってしても、著作権取引の安定を著しく害し、のぞましくないことは明らかといえよう。

これに対して、昭和28年に公表された作品については、改正前の法によれば平成15年12月31日をもって満了すべきところ、平成16年1月1日以降も、保護期間が延長され、いわば、改正前の保護が、改正法施行後に「乗り移る」かのような状態となる。

厳密にいうならば、平成15年12月31日午後12時にいったん公有に属したはずの著作権が、平成16年1月1日午前零時に「復活」と言わざるをえない。

ただし、昭和27年作品についてかりに保護を「復活」した場合の不都合と、昭和28年作品について保護が「乗り移る」ことの不都合を比較した場合、前者が一年近く公有にあった作品であるのに対して、後者は、日単位でみた場合、平成15年12月31日に保護が存続していた著作物について、翌日の平成16年1月1日にも保護が継続する、というだけであり、法の根拠をもって「乗り移り」が行われる限り、著作権取引に特段の不都合が生ずるわけではない。

すなわち、法理論として厳密には「断絶」があるのであるが、外形上、実際上は、「継続」しているものとして扱っても、著作権取引に特段の支障はない

ことになる。

以上、本改正法附則2条は、平成15年改正法の施行日である平成16年1月1日の「施行の際現に」、すなわち、同日の直前である平成15年12月31日に保護が存続している著作物については、平成16年1月1日以降新法への「乗り移り」を認める、という経過措置である。

4. 結論

(1) 本件改正法54条1項の立法過程から、昭和28年に公表された映画の著作物についても同項を適用すべきである立法趣旨が強く推認され、これを覆す事情は見当たらない。

(2) 本件改正法附則2条にいう「施行の際現に」なる文言は、「平成16年1月1日の時点」ではなく、「平成16年1月1日午前零時の直前まで」を意味するものと解釈すべきである。本件改正前の著作権法の下では、昭和28年に公表された映画の著作物について、平成15年12月31日をもって保護期間が満了すべきところ、本件改正法附則2条により、20年間保護期間が延長されることになる。

前掲東京地裁決定、同裁判所判決の示した解釈およびこれに賛意を表する見解³⁾は、誤りといわざるをえない。

【付記】 平良木先生、初代法務研究科委員長お疲れ様でした。私共塾外の教員を温かくお迎えいただき、種々御配慮いただき、御礼申し上げます。先生の今後の御健勝、御活躍を御祈りいたします。

3) 横山・前掲注1。